

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 27 年 9 月 25 日

株主各位

株式会社ティー・オー・ダブリュー
代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 江草 康二

当社は、本日開催の取締役会において、I. 取締役に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項及び II. 当社執行役員に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項をそれぞれ下記のとおり定めましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき公告いたします。

記

I. 取締役（以下「対象者」という。）に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項

1. 新株予約権の名称

株式会社ティー・オー・ダブリュー第 9 回 A 号新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は 200 個とする。

（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式 2 万株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権行使することができる期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで（行使期間の最終日が銀行休業日である場合はその前銀行営業日）

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、役員定年の延長を受けた場合は平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。
- ② 対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。
- ③ 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。
- ④ 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。
(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
- ⑤ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ③ 第(6)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。

(8) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある

場合にはこれを切り捨てるものとする。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(7)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(4)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(6)号に準じて決定する。

- ⑧ 謹渡による新株予約権の取得の制限
第(5)号に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
第(7)号に準じて決定する。
- (10) 新株予約権証券の発行の有無
新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

3. 新株予約権の発行の際の払込金額

新株予約権 1 個の発行の対価として当社に払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、下記のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額（1 円未満の端数は四捨五入）とする。ただし、新株予約権の発行にかかる払込金額の払い込みに代えて、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺することとするため、金銭の払い込みを要しないものとする。

$$C = S e^{-q T} N(d1) - X e^{-r T} N(d2)$$

ここで、

$$d1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d2 = d1 - \sigma\sqrt{T}$$

- ① 1 株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成 27 年 10 月 15 日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : (募集新株予約権を行使することによって交付を受けることができる株式 1 株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額 : 1 円)
- ④ 予想残存期間 (T) : 1 年
- ⑤ 株価変動性 (σ) 予想残存期間に対応する日から平成 27 年 10 月 15 日までの各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (20.75 円) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($N(d)$)

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 15 日

II. 当社執行役員（以下「対象者」という。）に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項

1. 新株予約権の名称

株式会社ティー・オー・ダブリュー第9回B号新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は140個とする。

（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式1万4,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権行使することができる期間

平成33年10月1日から平成43年9月30日まで（行使期間の最終日が銀行休業日である場合はその前銀行営業日）

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下の本号において同様と

する。) により当社取締役若しくは当社子会社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、役員定年の延長を受けた場合は平成 28 年 7 月 1 日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役若しくは執行役員又は当社子会社取締役以上の地位にあることは要しない。

- ② 対象者は、当社が定める役員定年による当社取締役若しくは当社子会社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権行使することができる。
- ③ 平成 28 年 6 月期における当社の連結経常利益が 14 億円以上であることを要する。
(平成 28 年 6 月期より以前の決算期の業績は問わない。)
- ④ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。

(7) 新株予約権の主な取得条項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ③ 第(6)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。

(8) 端数の取扱い

新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、第(7)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれ

ぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸收合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(4)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(6)号に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(5)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

第(7)号に準じて決定する。

(10) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

3. 新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成27年10月15日

以上